

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程（平成19年4月1日規程第19号）第5条の規定に基づき公告する。

令和8年2月16日

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

記

1 入札執行者

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

2 担当部署

〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号

静岡県立大学事務局総務部施設室

電話番号 054-264-5105

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

施第2010号

(2) 業務名

令和8年度静岡県立大学草薙キャンパスアイソトープセンター等管理業務

(3) 業務場所

静岡市駿河区谷田地内

(4) 業務概要

静岡県立大学草薙キャンパス内のアイソトープセンター等の常駐業務及び施設設備保守管理業務

(5) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(4) 各省庁における物品の製造・販売に係る一般競争の入札参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等に係る資格を有する者であること。

- (5) 令和2年4月1日以降、国立大学法人又は公立大学法人の教育・研究機関等における延床面積 350 m<sup>2</sup>以上の同様の施設管理業務を1年以上誠実に履行した実績を有する者であること。

## 5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

### (1) 配布期間

公告日から令和8年2月26日(木)まで(ただし、2月25日(水)、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の午前9時から午後4時まで

### (2) 配布方法

- ア 静岡県立大学公式ホームページ内の「入札情報」ページに掲示する。
- イ Word や Excel データを希望する場合は、上記2の場所にて直接配布する。

## 6 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

### (1) 提出期間

公告日から令和8年2月26日(木)まで(ただし、2月25日(水)、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の午前9時から午後4時まで

### (2) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- イ 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ウ 上記4(5)の実績が確認できる書類(契約書の写し等)
- エ 返信先を明記した長形3号封筒(簡易書留郵便料金を含む切手460円分貼付のこと)

### (3) 提出場所

上記2に同じ

## 7 入札手続等

### (1) 入札執行日時

令和8年3月12日(木)午後3時30分

### (2) 入札執行場所

静岡市駿河区谷田52番1号  
静岡県立大学一般教育棟2階2218 演習室  
なお、郵送又は電送による入札は認めない。

### (3) 入札保証金及び契約保証金

免除

### (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- イ 入札参加資格確認申請書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札
- ウ 入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- エ その他、現行諸規程により、入札時点において入札参加資格のない者とされている者が行った入札

### (5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

### (6) 契約書作成の要否

要

## 8 その他

- (1) この公告に掲げる入札は、当該調達に係る令和8年度予算の成立を条件とする。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 照会窓口は、静岡県立大学事務局総務部施設室(電話番号054-264-5105)とする。

- (4) 現場説明会は実施しない。
- (5) 詳細は入札説明書による。
- (6) 静岡県立大学のホームページに掲載されている「静岡県立大学法人 競争契約入札心得」を遵守すること。<https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/rec-bid/bid/>

## 入札説明書

令和8年度静岡県立大学草薙キャンパスアイソトープセンター等管理業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和8年2月16日
- 2 入札執行者 静岡県公立大学法人理事長 今井 康之
- 3 担当部署 〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号  
静岡県立大学事務局総務部施設室  
電話番号 054-264-5105
- 4 業務委託内容等
  - (1) 入札番号 施第2010号
  - (2) 業務名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパスアイソトープセンター等管理業務
  - (3) 業務場所 静岡市駿河区谷田地内
  - (4) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
  - (5) 業務概要 静岡県立大学草薙キャンパス内のアイソトープセンター等の常駐業務及び施設設備保守管理業務
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
  - (3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
    - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
    - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
    - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
    - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
    - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
    - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
  - (4) 各省庁における物品の製造・販売に係る一般競争の入札参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等に係る資格を有する者であること。
  - (5) 令和2年4月1日以降、国立大学法人又は公立大学法人の教育・研究機関等における延床面積350㎡以上の同様の施設管理業務を1年以上誠実に履行した実績を有する者であること。
- 6 入札参加資格確認等
  - (1) 本入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及

び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間 公告日から令和8年2月26日（木）まで（ただし、2月25日（水）、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出先 上記3に同じ

ウ その他 申請書及び資料は、長形3号封筒（簡易書留郵便料金を含む切手460円貼付）を併せて申込先に持参することとし、郵送又は電送によるものは受付しない。

(2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年3月2日（月）までに郵送する。

(3) 申請書は、別記様式第1号により作成し、アイソトープセンター等管理業務受託実績証明書（様式第2号）を添付すること。

(4) 資料は次によるものとする。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

ウ 上記5(5)の実績が確認できる書類（契約書の写し等）

(5) その他

ア 申請書、資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。

## 7 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和8年3月9日（月）（ただし、土曜日及び日曜日は除く）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。

(3) 入札執行者は説明を求められたときは、令和8年3月11日（水）までに郵送し説明を求めた者に対して書面により回答する。

(4) (2)の書面の提出先は上記3に同じとする。

## 8 設計書、仕様書及び入札書等の配布

設計書及び仕様書（以下「設計図書」という。）並びに入札説明書等の配布を次のとおり行う。

(1) 配布期間 公告日から令和8年2月26日（木）まで（ただし、2月25日（水）、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 配布方法

ア 静岡県立大学公式ホームページ内の「入札情報」ページに掲示する。

イ WordやExcelデータを希望する場合は、上記3の場所にて直接配布する。

## 9 現場説明会

現場説明会は実施しない。



## 12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 申請書若しくは資料に虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) その他、現行諸規程により、入札時点において入札参加資格のない者とされている者が行った入札

## 13 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## 14 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

## 15 入札保証金及び契約保証金

免除

## 16 契約書作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

## 17 支払条件

月ごとの12回の分割払いとする。

## 18 その他

- (1) この入札による契約は、当該調達に係る令和8年度予算の成立を条件とする。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者は、契約書案、仕様書及び入札心得を熟読の上、入札心得を遵守すること。

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

下記の業務に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日 令和8年2月16日
- 2 件名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパスアイソトープセンター等管理業務
- 3 場所 静岡市駿河区谷田地内

アイソトープセンター等管理業務受託実績証明書

契約の相手方	業務場所	契約期間	契約金額	延床面積
		～	千円	m <sup>2</sup>
		～	千円	m <sup>2</sup>
		～	千円	m <sup>2</sup>
		～	千円	m <sup>2</sup>
		～	千円	m <sup>2</sup>

注1 令和2年4月1日以降に、国立大学法人又は公立大学法人の教育・研究機関等における延床面積350 m<sup>2</sup>以上の同様の施設管理業務を1年以上誠実に履行した実績について記載してください。

注2 5件以上あるときは、契約期間が新しいものから5件まで記載してください。

上記契約を締結し履行したことを証明します。

令和 年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

入札参加者 住 所  
商号又は名称  
代表職者氏名

印

※以上の実績が確認できる書類（契約書等）の写し（表の事項が確認できる部分のみで可）を添付してください。

(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

## 入 札 書 (第 回)

- 1 入札番号 施第2010号
- 2 件 名 令和8年度  
静岡県立大学草薙キャンパスアイソトープセンター等管理業務
- 3 場 所 静岡市駿河区谷田地内

上記の業務を下記の金額で請け負いたく申し込みます。

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
入札金額										(税抜)

令和 年 月 日

静岡県公立大学法人 理事長 様

住 所  
商号又は名称  
氏 名 印

代 理 人  
氏 名 印

# 委 任 状

代理人の印

下記業務につき

を

代理人と定め、入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

1 入 札 番 号

施第2010号

2 件 名

令和8年度  
静岡県立大学草薙キャンパスアイソトープセンター等管理業務

3 場 所

静岡市駿河区谷田地内

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名

印

(案)

静岡県立大学草薙キャンパスアイソトープセンター等管理業務委託契約書

静岡県公立大学法人（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 業務名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパスアイソトープセンター等管理業務
- (2) 業務場所 静岡市駿河区谷田地内
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務内容 別添の静岡県立大学草薙キャンパスアイソトープセンター等管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

(注意義務)

第2条 乙は、関係諸法令及び甲が定めた仕様書その他関係諸規則を遵守し、委託の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

(申出義務)

第3条 乙は、甲の定める仕様書の中に不適当な箇所があると認めるとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲の不利となるような事情が生じたときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

(委託費及び支払方法)

第4条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、  
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

2 前項の消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た金額とする。

3 月毎の委託費の額は、別紙「月別委託費支払内訳書」によるものとする。

4 甲は、乙から毎月の委託業務完了後に提出される適法な請求書を基に、実施月の翌月末日に乙に対して第3項の金額を支払うものとする。ただし、支払日が金融機関等の営業日でない場合には、その前日の営業日に支払うものとする。

(契約の変更)

第5条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、

その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (8) この契約締結後の事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により2月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償責任）

第8条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

（委託業務実施計画書の提出）

第9条 乙は、委託業務の実施について、この契約締結後直ちに委託業務実施計画書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から提出された書類の内容に不適當な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

(処理状況の報告等)

第10条 乙は、毎日の委託業務の実施後、管理業務作業日報を作成し甲に提出しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(現場責任者)

第11条 乙は、委託業務の円滑なる実施のため、次の事項について乙を代理して処理に当たる現場責任者を選任するものとする。

- (1) 委託業務処理に当たる乙の従業員（以下「従業員」という。）の指揮監督及び作業全般の把握
- (2) 委託業務履行に関する甲との業務連絡及び調整
- (3) その他本契約の目的達成に必要な事項

2 甲は、委託業務の履行に関する委託者としての注文、指示などは乙の選任した現場管理者に対して行うものとする。

(法令上の責任)

第12条 乙は、委託業務の処理に当たり乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令によるすべての責任を負うものとする。

(職務規律の保持)

第13条 乙は、委託業務に従事する乙の従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとする。

2 乙は、乙の定める制服を着用させ氏名を明示し、乙の従業員であることを明確にするものとする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密及び甲の事務のうち一般に公表されていない事項を第三者に漏らしてはならない。

(臨機の措置)

第15条 乙は、委託業務の実施上緊急やむを得ないときは、臨機の措置を執らなければならない。

2 乙は、前項の措置を執ったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

3 甲は、特に必要と認めるときは、乙に対して所要の措置を指示することができる。この場合において、乙は、直ちに応じなければならない。

(施設等の使用)

第16条 甲は、乙が委託業務を実施するに当たり、必要な範囲内において建物の一部（アイソトープセンター管理室等）及びその付帯設備（電話、用水、電力、ガス等）を無償で使用させるものとする。

(委託費の処理)

第17条 甲又は乙が第7条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

(合意管轄)

第18条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第19条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年4月 日

(甲) 静岡県静岡市駿河区谷田52番1号  
静岡県公立大学法人  
理事長 今井 康之

(乙)

## 月別委託費支払内訳書

支払月	税抜金額	消費税額	税込金額	業務内容
令和8年5月	円	円	円	(4月実施分)
令和8年6月	円	円	円	(5月実施分)
令和8年7月	円	円	円	(6月実施分)
令和8年8月	円	円	円	(7月実施分)
令和8年9月	円	円	円	(8月実施分)
令和8年10月	円	円	円	(9月実施分)
令和8年11月	円	円	円	(10月実施分)
令和8年12月	円	円	円	(11月実施分)
令和9年1月	円	円	円	(12月実施分)
令和9年2月	円	円	円	(1月実施分)
令和9年3月	円	円	円	(2月実施分)
令和9年4月	円	円	円	(3月実施分)
合計	円	円	円	

## 静岡県立大学草薙キャンパスアイソトープセンター等管理業務仕様書

静岡県立大学草薙キャンパスアイソトープセンター等管理業務については、契約書に定めるほか、この仕様書に定めるところによる。

### 1 業務対象

薬学部棟地下1階アイソトープ施設及びその附帯設備（関連機器を含む。）

### 2 業務体制

#### (1) 常駐管理業務

ア 構成員は2名（特殊作業員1名、補助作業員1名）とする。

イ 業務は、原則として平日（土曜日を含む。）行うものとする。ただし、管理上必要と認められる場合には、委託者は休日に業務を行わせることができる。また、年末年始、夏期休暇等の業務を要しない日について、委託者は事前に受託者に通知するものとする。

#### (2) 施設等保守管理業務

指定された期日に実施できるような体制を組み、実施するものとする。

### 3 業務内容等

別紙1の「管理業務内容」のとおり

### 4 報告書の提出

受託者は、常駐管理業務、施設等保守管理業務の業務実施状況を明らかに記載した報告書を作成し、常駐管理業務にあつては翌日、施設等保守管理業務にあつては業務終了後直ちに委託者に提出するものとする。

### 5 従事者名簿の提出

(1) 受託者は、契約締結後速やかに委託業務に従事する者の名簿及び経歴、資格を委託者に届け出ること。従事者に異動がある場合も同様とする。

(2) 受託者は、委託業務の円滑なる管理運営のため、前号のうちから現場責任者を定め委託者に報告すること。

現場責任者は、委託業務従事者の行為及び作業全般についての指揮監督を行う。

### 6 放射線取扱主任者並びにアイソトープセンター主任の指示遵守

受託者は、現場の状況に応じて、委託者のほか放射線障害の発生防止について総括的な監督を行う放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）並びにアイソトープ施設の管理・運営を総括するアイソトープセンター主任（以下「主任」という。）の指示を遵守しなければならない。

### 7 障害者への配慮

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県立大学法人職員対応要領」（平成28年4月1日規程第173号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

### 8 その他

この仕様書に示されていない細部の事項については、委託者と協議し、その協議を受けて現場の状況に応じて誠意をもって行うこと。

(別紙1)

## 管 理 業 務 内 容

### 1 常駐管理業務

#### (1) アイソトープ施設管理上の種々の帳簿の記録・整理等

- ア 日報作成
- イ 放射性同位元素の数量等の管理・保管
- ウ 個人被曝線量の記録
- エ 放射性同位元素の購入手続き
- オ 密封線源を使用する機器の帳簿整理
- カ アイソトープ施設利用者の健康診断の日程調整
- キ 実験室使用日時の調整
- ク 教育訓練実施関係記録
- ケ その他各種報告書、関係書類の処理（コンピュータ入力含む。）

#### (2) アイソトープ施設の出入監視

- ア アイソトープ施設の出入監視
- イ バイオハザード実験室出入監視

#### (3) 各種資料作成補助

- ア アイソトープ施設利用者の教育訓練用資料作成補助
- イ 監督官庁の立入検査の際に必要な資料作成補助
- ウ その他アイソトープ施設に関する各種資料等作成補助

#### (4) 廃棄施設管理

- ア 放射性動物の乾燥処理等
  - (ア) アイソトープ施設利用者が使用済実験動物処理業務のために動物乾燥機を運転し乾燥させるにあたり、その補助を行う。
  - (イ) 使用済実験動物の出荷にあたっては、持出し時の表面汚染密度の測定を行う。
  - (ウ) 作業にあたっては、放射能汚染が生じないように防護処置を講じ、安全管理に十分注意する。
- イ 放射性有機廃液の焼却
  - (ア) 研究活動によって排出された有機廃液を、アイソトープ施設に設置されている有機廃液焼却装置により焼却する。
  - (イ) 作業にあたっては、放射能汚染が生じないように防護処置を講じ、安全管理に十分注意する。
  - (ウ) 有機廃液を調整する必要がある場合には、調整に要する費用は別途、委託者の負担とする。
- ウ 放射性廃棄物の選別処理
  - (ア) アイソトープ施設から出される使用済みの実験材料等を分別し、収納、梱包までの業務を行う。
  - (イ) 主任者の指示により廃棄物の分類、物品名、数量等必要な事項を記帳する。
  - (ウ) 作業にあたっては防護服、防護具等を着用し、安全管理に十分注意する。

#### (5) 各種測定業務

- ア 放射性同位元素等規制法の規定に基づく測定
  - (ア) 測定項目
    - a 排水中放射性物質濃度測定
    - b 表面汚染密度測定
    - c 空間線量率測定
  - (イ) 測定回数  
毎月1回
  - (ウ) 測定ポイント
    - a 排水中放射性物質濃度測定 排水毎
    - b 表面汚染密度測定 30ポイント
    - c 空間線量率測定 30ポイント
  - (エ) 測定方法

- a 排水中放射性物質濃度測定
  - 全 $\beta$  $\gamma$ 放射能測定
- b 表面汚染密度測定（スミヤ法による）
  - 全 $\beta$  $\gamma$ 放射能測定
- c 空間線量率測定（サーベイメータによる）
- (ウ) 測定器
  - 水モニタ・ $\beta$  $\gamma$ カウンタ・電離箱サーベイメータ
- (カ) 測定記録の保管
  - 測定記録は、項目ごとに保管しておかなければならない。
- (キ) その他
  - 汚染の発生が判明した場合には、委託者に速かに報告するとともに、主任者並びに主任にも報告し、その指示に従い処理を行い、汚染の拡散防止に努めなければならない。
- イ 管理区域内環境汚染測定
  - (ア) 実験衣（白衣）の汚染検査
  - (イ) 廃棄物表面線量測定
- (6) その他
  - ア 放射性廃液の排水に関する業務
  - イ 放射線測定器、一般機器等の日常点検及びその管理
  - ウ アイソトープ施設内の清掃（通常清掃）
  - エ 緊急時における連絡等

## 2 アイソトープ施設等保守管理業務

### (1) 施設内機器管理

- ア 放射性有機廃液焼却装置 1台（ワカイダ・エンジニアリング社製 パークリール I 型）
  - (ア) 電気系統点検、機能部品点検、機器作動点検（メーカー点検）を行う。
  - (イ) 点検により、異常箇所を発見した場合には、委託者に速かに報告するとともに、主任者並びに主任にも報告し、その指示に従い早急にその箇所を修復する。
  - (ウ) 異常箇所修復に要する費用負担は、別途協議する。
  - (エ) 作業にあたっては放射能汚染が生じないように防護処置を講じ、安全管理に十分注意する。
- イ 放射性動物乾燥装置 1台（ワカイダ・エンジニアリング社製 WINDY2000）
  - 前記アに準じて行うこと。
- ウ 放射線モニタ及び放射線管理測定機器
  - (ア) 対象機器
 

エリアモニタ	5台（アロカ社製 DAM-102, DAM-1102C, DAM-1102D）
ガスモニタ	1台（アロカ社製 DGM-1101B）
$\gamma$ 線用水モニタ	1台（アロカ社製 DWM-1101）
$\beta$ 線用水モニタ	1台（アロカ社製 DWM-1501）
ハンドフットクロスモニタ	2台（アロカ社製 MBR-51）
サーベイメータ	3台（アロカ社製 TGS-121, TGS-146B, TCS-173, TCS-1172, ICS-313, ICS-1323, PDR-111のうちから3台）
  - (イ) 管理内容
    - 前記アに準じて行うこと。
    - サーベイメータは校正を行うこと。
- エ 点検回数
  - 前記、ア、イ、ウについては、年1回とする。
- (2) R I 系排水・排気処理設備点検
  - ア 対象機器
    - (ア) R I 系排水
 

排水処理槽	9槽
-------	----

ポンプ	15台 (ブローア2台を含む。)
水位計	10台
電動弁	8台
電磁弁	2台
電磁流量計	1台
残留塩素計	1台
排水制御盤	1面
排水操作盤	1面
配管類	1式

(イ) R I系排気

ファン	5台
フィルターユニット	5台
ダクト類	1式
空調機	4台

イ 点検内容

前記(1)アに準じて行うこと。

ウ 点検回数

年2回行う。

(3) 施設及び設備維持管理業務

ア アイソトープ施設内の定期清掃

各実験室の実験台等の養生の取替え及び床等の清掃点検を年1回行う。  
ただし、汚染等があった場合は、その都度、養生の取替え及び除染を行う。

イ R I系排水処理設備定期清掃

排水処理槽内を高圧洗浄装置等を使用して、年1回洗浄する。

(4) 作業環境測定

労働安全衛生法及び作業環境測定法の規定に基づく測定を行う。

ア 測定項目

空気中放射性物質濃度測定

イ 定回数

毎月1回

ウ 測定ポイント

17ポイント

エ 採取方法

H・C捕集装置 (H-3, C-14 カクテルによる)  
ダストサンプラ (ダストろ紙・活性炭含浸ろ紙)

オ 測定方法

全 $\beta$ 放射能計測方法  
全 $\gamma$ 放射能計測方法  
H、C測定方法  
 $\beta$  $\gamma$ 線スペクトル測定 (汚染が認められたとき)

カ 測定器

受託者所有の物を用いる。

(5) 排気系統フィルターの交換

原則、焼却型プレフィルター(10枚)は2年に1回、焼却型ヘパフィルター(多風量9枚と半サイズ1枚)は3年に1回、焼却型チャコールフィルター(1枚)は5年に1回交換することとする。  
令和8年度に交換は以下のものを行う。

ア 焼却型プレフィルター (10枚)

令和8年度

静岡県立大学草薙キャンパスアイソトープセンター等管理業務 設計書

場所 静岡市駿河区谷田地内

静岡県公立大学法人

## 概要

静岡県立大学草薙キャンパスアイソトープセンターの常駐業務及び施設・設備保守管理業務を委託する。

¥ -							
但し、静岡県立大学草薙キャンパスアイソトープセンター等管理業務委託費							
内 訳							
符号	名 称	品質形状寸法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
1	常駐管理業務		1	式			
2	施設等保守管理業務		1	式			
	計						
	消費税及び 地方消費税相当額		10	%			
	合計						
静岡県立大学法人							
符号	名 称	品質形状寸法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
1	常駐管理業務						
(1)	特殊作業員	1人	12	月			
(2)	補助作業員	1人	12	月			
	(1)特殊作業員内訳：1箇月（20日勤務）当たり単価						
	人件費（放射線作業従事者）		20	日			
	放射線作業安全管理費		20	日			
	危険手当		20	日			
	通勤手当		20	日			
	雇用による諸経費（会社負担）		20	日			
					1箇月当たり		

